

ファッションセンターしまむら鹿角店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月4日

香川県知事 浜田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	有限会社井上商店 徳島県小松島市立江町字松本17番地																		
大規模小売店舗の名称及び所在地	ファッションセンターしまむら鹿角店 高松市鹿角町字間夫220番1ほか																		
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 <table border="1"><thead><tr><th>変更前</th><th>区分</th><th>出入口の数</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>駐車場</td><td>出入併用 2か所</td><td>別図のとおり</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th>変更前</th><th>区分</th><th>出入口の数</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>駐車場</td><td>入口専用 1か所 出口専用 1か所</td><td>別図のとおり</td></tr></tbody></table> ※駐車場出入口における車両出入の運用方法を変更。 なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。			変更前	区分	出入口の数	位置		駐車場	出入併用 2か所	別図のとおり	変更前	区分	出入口の数	位置		駐車場	入口専用 1か所 出口専用 1か所	別図のとおり
変更前	区分	出入口の数	位置																
	駐車場	出入併用 2か所	別図のとおり																
変更前	区分	出入口の数	位置																
	駐車場	入口専用 1か所 出口専用 1か所	別図のとおり																
変更理由	国道193号を南進する車両が北側交差点から逆走して店舗へ入店され危険な状況であるとの指摘に対して、出入口No.1を出口専用として南進車両が公道を逆走する法令違反を抑制するため。 併せて、出入口No.2は入口専用とする。																		

2 届出年月日

平成26年5月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年6月4日から平成26年10月4日まで